

所在地：〒135-0044 東京都江東区越中島 3-5-10
電話：03-6458-5603
FAX：03-6458-5605

メール：union@jtsu-e.com
HP：https://jtsu-e.com
発行人：佐々木 宏 充 史
編集人：坂 元 隆 史



創刊号

「すべての仲間のために」始まり、「すべての仲間と共に」共創する JR東日本輸送サービス労働組合



▲ 2020年2月10日の結成大会の様子

私たちJR東日本輸送サービス労働組合（略称・輸送サービス労組）は、2020年2月10日に「すべての仲間のために」を合言葉に結成しました。

私たち輸送サービス労組は、JR東日本とそのグループ会社で働く仲間の労働組合で、組合員の「いのち」「雇用」「生活」を守り、労働条件の向上による「生活」と「こころの豊かさ」を実現すること。また、社会生活維持に必要な不可欠な労働者への

センシャルワーカーである私たち鉄道労働者の社会的地位の向上を実現すること。そして、組合員が不利益扱いはされることを許さず、すべての仲間のために、経営のチェック機能」を果たす真つ当な労働組合で在り続けることをめざしています。

私たちの仕事である鉄道は、まさに経験工学によって成り立っています。そのため、輸送サービス労組は、先達の積み上げた安全文化を維持・向上し、「鉄道安全」と「労働安全」の2つの安全を守る『安全第一』の企業風土と職場環境の実現に向けて取り組んでいます。

まずは、私たちが安全に安心して働ける職場であることが、利用者の皆さんへ安全に安心して快適に利用できる輸送サービスを提供するための土台となります。そのため、ヒューマンファクター（人間工学）に基づくフルグループ（誤操作防止）やフェイルセーフ（誤作動防止）といった安全対策を職場から提言しています。そして、事故や事象の責任を追及するのではなく、原因の究明に加え、原因に至るまでのマネジメント（職場風土・環境）に問題がなかったのかにメスを入れ、安全風土の確立をめざし、すべての仲間と共に取り組んでいます。

Q&A ＜質問＞ 輸送サービス労組はどんなことをやってるの？

- （安全・安心について）**
安全な鉄道の実現をめざし、JR東日本で発生した事故や輸送障害について、職場でその原因や要因を議論・分析した上で、団体交渉を通じて会社へ指摘し、是正を求めています。
- （労働条件について）**
賃金をはじめとした労働条件の向上や労働環境の改善のため、職場での集会や団体交渉を取り組んでいます。
- （企業倫理について）**
人を大切にする JR 東日本をめざし、会社による組合員への労組ハラズメント（組合へ加入していることを理由とした差別や不当な扱い）を許さず、労働委員会や司法などの第三者機関を活用しています。
- （地域連帯について）**
利用者の皆さんと一緒に良い鉄道を考えるため、地域でのイベントへ参加したり、地方ローカル線の実態調査をしたりしています。

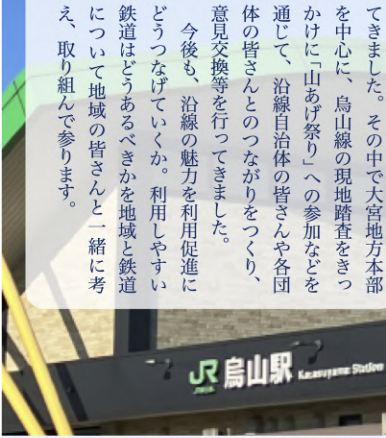
～地域と一緒に～ 烏山線

烏山線は宇都宮周辺の都市部と、滝の上を列車が走るように見える「龍門の滝」や日本一の移動式野外劇である「山あげ祭り」などが開催される那須烏山市を結んでいる路線です。

私たち輸送サービス労組は2022年の鉄道開業150年を皮切りに、JR東日本が公表した赤字ローカル線「35路線」（当時）のすべてを多くの職場の仲間で見地踏査をし

てきました。その中で大宮地方本部を中心に、烏山線の現地踏査をきっかけに「山あげ祭り」への参加などを通じて、沿線自治体の皆さんや各団体の皆さんとのつながりをつくり、意見交換等を行ってきました。

今後も、沿線の魅力を利用促進にどうつなげていくか。利用しやすい鉄道はどうあるべきかを地域と鉄道について地域の皆さんと一緒に考え、取り組んで参ります。



TOPIC 水戸地本レールクラブ 地域イベントに出展



常 磐線勝田駅前にある表町商店街で毎年4回開催されている「勝田 TAMARIBA 横丁」に輸送サービス労組として鉄道模型を出展しています。

ブースでは、たくさん子どもたちやその親御さんが訪れ、鉄道模型の走行を楽しみ、また走行車両に関する質問など大賑わいでした。次回は、2024年6月9日に出展を予定しています。ぜひお越しください。

編集後記 私たち輸送サービス労組は、鉄道にある公共交通としての使命を果たすため、地域や利用者の皆さんと連帯し、地域と利用者の皆さんに愛され働く私たちも誇りの持てる「公共性の高い持続可能な鉄道」の実現をめざしています。この広報誌「THE JTSU-E DIGEST」では、私たち輸送サービス労組の運動のほか、地域や利用者の皆さんと連帯した取り組みや交流、沿線の魅力、関係・交流のある議員との取り組みをご紹介します。発信していきます。



「公共性の高い持続可能な鉄道」

実現する主役は一人ひとりの仲間。



2022年11月4日、輸送サービス労組は「公共性の高い持続可能な鉄道」の実現をめざし、「企業倫理」「労働条件」「安全と安心な鉄道」「地域連帯」をテーマとした「輸送サービス労組未来ビジョン」を策定しました。

社会生活を維持するために欠かせないエッセンスナルワーカーである私たちは、これら4つのテーマに包含される様々な課題を乗り越え、次代にあるべき地域交通とその在り方を導き出し「公共性の高い持続可能な鉄道」を実現させていきます。

現在、政府や国会をはじめとした政治により、地方ローカル線をはじめとした鉄道ネットワークの在り方が検討されています。しかし、その鉄道の現場で働く私たちが「輸送サービス労組未来ビジョン」の実現を通じて、政治へ働きかけることも必要です。そのため、国会や地方行政に携わる議員の所属するJTUSU議員懇談会や、地域の中に在る労働組合（ジェイアールバス関東労働組合や西武バスユニオンなど）や市民団体（ホーム転落をなくす会やワーカーズグループなど）との連帯の輪を拡げています。そして、さらに多くの方々と連帯した運動をつくり出していきます。

「安全計画2028」スタート 安全レベル低下問題

相次ぐ作業員死亡事故 抜本的な対策を



▲今年2月15日には横浜線中山駅で作業員が墜落しなくなった ▲昨年6月16日には内房線上総湊・竹岡間で作業員が感電しなくなった

2024年4月1日、JR東日本は第8次安全5カ年計画として策定した「グループ安全計画2028」をスタートさせました。その副題は「本質をふまえ、想定外も想像して安全を先取る」としています。これは、輸送サービス労組が主張してきた「予知安全」そのものです。

近年は、東北新幹線上野・大宮間での架線切断に伴う輸送障害、その復旧作業時に作業員が感電する労働災害が発生するなど、多くの事故・事象が後を絶ちません。輸送サービス労組は、安全・安心・快適な鉄道を確立するために、経営マネジメントに切り込み、改善をめざします。

「みどりの窓口」サービスレベル低下問題

組合からの指摘が的中 計画凍結へ

2024年5月8日、JR東日本は「みどりの窓口」の削減計画を凍結することを発表しました。その理由は、新型コロナウイルス禍で減少していた利用者が回復したほか、インバウンド需要の高まりもあり、混雑が目立っているためとしています。

現在、私鉄委託駅と臨時駅を含める212駅にある「みどりの窓口」は、営業施策として削減が進められてきました。しかし、閉鎖に伴う利便性の悪化や残置駅の窓口への集中・混雑などについて、以前から輸送サービス労組が団体交渉で指摘してきたものです。引き続き、利用者の皆さんと連帯した取り組みで、さらなる改善をめざしていきます。



▲2023年末の東京駅のみどりの窓口は大混雑していた

労組脱退パワハラ訴訟 控訴審

原告4名の仲間と掴んだ勝利



▲東京高等裁判所前にて原告4名と仲間たち

控訴審の争点

- 今回の控訴審の争点は
- ① 会社による組織的な脱退勧奨の事実の認定
 - ② 原告4名の主張に対する事実認定及び評価の誤り

の2点でした。しかし、残念ながら多くの証拠があったにも関わらず、会社による組織的な脱退勧奨の事実「証拠が不十分」として認められませんでした。

4年4ヶ月のたたかいに区切り

4月27日、控訴審判決を踏まえた「全地本代表者会議」において、原告4名の仲間から「自分たちは勝利した」「4年4ヶ月のたたかいをやりきった」「控訴審判決を節目に区切りを付けていく」「新たなたたかいに踏み出すときだ」と述べられました。

私たち輸送サービス労組は、原告4名の仲間の意向を受け「労組脱退パワハラ訴訟」の「勝利」を全組合員で確認し、私たち輸送サービス労組にかけられている「労組ハラスメント」「不法行為」や「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」、そして「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」、水戸・東京・八王子地本の「第三者機関を活用した不当労働行為救済申立てを最後までたたかひ抜くこと」、「労組脱退パワハラ訴訟」のたたかいに区切りを付け、最高裁へは上告せず、新

訴訟までの経緯

本来、会社による不当労働行為に対しては、労働組合が労働委員会へ不当労働行為救済申立てを行い、組合員の利益と団結を守るべきです。しかし、輸送サービス労組結成以前の当時、労働者として不当労働行為救済申立てを測奪された私たちは、事実の救済のためには個人訴訟の道しか残されていませんでした。そのため、2019年12月26日に原告4名の仲間が立ち上がり、JR東日本会社の「労組脱退パワハラ」の損害に対する賠償を求め、東京地裁へ提訴しました。

そして、2023年8月10日に第一審判決で「不当労働行為・不法行為があった事実」や2018年の春闘時期にいくつかの職場で「脱退勧奨が行われた可能性が高い」と認定させてきました。

連帯・支えてくださった皆さんへ

長きにわたり支えてくださった組合員、ご家族の皆さん、連帯する会、関係するすべての仲間の皆さんのご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。私たち輸送サービス労組は原告4名の仲間と共に「あったことをなかつたことにはできない」との決意で、たたかひを切り拓いてきました。そして、これからも「あらゆる不条理」に対し、堂々と声を上げ、たたかひしていきます。そのために、原告4名の仲間が切り拓いた新たな地平へ、すべての仲間と踏み出し「組織強化・拡大」を通じ、健全なJR東日本・グループ会社を再構築するため立ち上がりましょう！

2024年4月24日、東京高裁において「労組脱退パワハラ訴訟」の判決が言い渡されました。その判決は「本件各控訴をいずれも棄却する」とされ、第一審判決の『JR東日本での「脱退勧奨の不当労働行為」の認定と、損害賠償請求を一部認める「勝利判決」を堅持するものでした。